

国勢調査 2015

5月13日(水)から受け付け!

※土・日曜日、祝日を除く。定員になり次第終了。



# 国勢調査員 募集



平成27年10月1日現在で、全国一斉に国勢調査を実施します。市は、8月から10月までの期間に、この調査に従事する調査員を募集します。ご応募をお待ちしています。

問い合わせ 情報課 (TEL 892・0121)

## 国勢調査とは?

日本国内に居住する全ての人を対象とする国の最も重要な統計調査です。

調査の結果は、福祉施策や将来人口推計など、政策立案の基礎資料として幅広く活用されます。

## 国勢調査員とは?

総務大臣に任命される非常勤の公務員です。個人情報扱う責任ある仕事です。

▷ 募集人数 300人程度

▷ 報酬額 6万5,000円程度(約140世帯)

## 資格要件

次の全てに該当する人

- ▷ 統計調査員として、自覚と責任を持って調査員活動を行える人
- ▷ 原則、満20歳以上で、市内および近隣市在住の人
- ▷ 税務・警察・選挙の各業務に直接関係がない人
- ▷ 暴力団員、その他反社会的勢力と関係を有していない人
- ▷ 統計法で定められた守秘義務を守れる人

## 主な仕事内容

時期	内容
8月下旬～9月初旬	調査員説明会、調査書類(地図・名簿)の作成
9月10日～18日	インターネット利用案内・回答促進パンフレットの配布
9月26日～30日	調査票の配布・記入依頼
10月1日～上旬	調査票の回収
10月中旬～下旬	調査書類の提出

## ～応募申込書の配布場所～

- ▷ 市役所本館 1階受付・2階情報課
  - ▷ 星田出張所
  - ▷ ゆうゆうセンター
  - ▷ 倉治図書館
  - ▷ 青年の家
- ※市ホームページからダウンロードすることもできます。

## ～申込方法～

- 応募申込書に必要事項を記入し、午前9時30分～午後5時までに、市役所別館3階 国勢調査実施本部に本人が持参
- ※受付時に、①国勢調査の概要説明②誓約書の記入③顔写真の撮影(証明写真用)④調査地域の選定を行います。
- ※本人以外の申し込みは、受け付けできません。



### 第2回 織姫の里まつり、 模擬店出店者募集

織姫の里まつりを、今年も2週にわたり開催します。出店者の対象は、各まつりで異なりますのでご注意ください。また、応募者多数の場合は抽選により決定します。なお、出店時間などは、変更になることがあります。発電機やカセットコンロの使用はできません。

#### 7月25日(土) 織姫の里天の川七夕まつり

ところ 私市駅前、星の里いわふね周辺  
※雨天の場合は、7月26日(日)に順延  
対象 露天商を除く市内事業者、営利団体を除く市内の市民団体(会場の運営などに協力できる団体)  
出店料 1万円  
電気使用料 電気器具 1台2,000円  
ガス使用料 ガスボンベ1本1,620円  
出店時間 午後3時～9時30分



#### 8月1日(土)・2日(日) 織姫の里交野市民まつり

ところ 私部公園グラウンド  
対象 営利団体を除く、両日出店可能な市内の市民団体  
出店料 1万6,000円  
電気使用料 電気器具 1台2,000円  
ガス使用料 ガスボンベ1本1,620円  
出店時間 8月1日(土) 正午～午後9時・2日(日)正午～午後8時

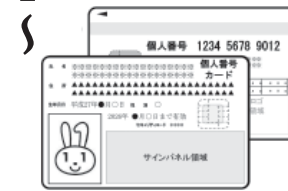


申し込み・問い合わせ 5月22日(金)〈必着〉までに、はがき(〒576-0053 郡津3-10-14)、eメール(orihihenosato@gmail.com)、ファクス(381-5071)で、①出店希望のまつり名②団体・事業者名③代表者名④代表者の住所⑤代表者の日中連絡が取れる電話番号⑥団体・事業者の概要を記入し、織姫の里まつり協議会事務局(TEL 381-5071)か、みんなの活力課(TEL 892-0121) ※ホームページ(http://orihime.girly.jp/)



始まります!

## 社会保障・ 税番号制度



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、27年10月からみなさんへマイナンバー(個人番号)が通知されます。また、28年1月からは、社会保障・税・災害対策分野の行政手続で利用が始まります。問い合わせ 秘書・政策企画課(TEL 892-0121)

### マイナンバーとは…

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。一人に1つの番号を付すことで、社会保障・税・災害対策の分野で効率的な情報管理を行い、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

### マイナンバーが必要なとき

▽厚生年金の請求時に、年金事務所に提示  
▽源泉徴収票に記載するため、勤務先に提示  
▽税金・災害対策に係る行政手続きで利用します。  
▽年金・雇用保険・医療保険の手続き、福祉分野の給付や税務当局に提出する確定申告書・届出書・調書など、法律や条例で定められた範囲の事務に限って利用されます。  
▽民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

### マイナンバーを使用する例

▽児童手当の現況届出時に、市に提示  
▽住民基本台帳カードについて  
個人番号カードへの移行に伴い、現在の住民基本台帳カードの新規発行は、27年12月までとなります。  
なお、有効期限が28年1月以降の住民基本台帳カードは、有効期限まで使用できますが、個人番号カードを取得された時点で廃止となります。

### マイナンバー制度の詳細について

■コールセンター(全国共通ナビダイヤル)  
TEL 0570-20-0178  
※通話料がかかります。  
▷受付時間: 平日の午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)  
▷外国語対応: 0570-20-0291  
※IP電話などでコールセンターにつながらない場合は、電話 050-3816-9405 におかけください。  
■内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ  
▷http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/  
■ツイッター  
▷https://twitter.com/MyNumber\_PR



### 市の条例にご意見を

市は、個人情報の保護を図るため、その適切な取り扱いについて必要な事項を交野市個人情報保護条例において定めています。25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、市の条例の一部改正に向けた作業をしています。今回、条例の一部改正(案)を公表し、市民のみなさんからの意見を募集しています。  
案の閲覧場所 市ホームページ、市役所本館2階 情報公開コーナー、総務課  
意見を提出できる人  
▷市内在住・在勤・在学者  
▷市内に事業所(事務所)がある人や法人・団体  
▷市税の納税義務がある人や法人・団体  
▷この案件に利害関係がある人や法人・団体  
意見の提出方法 意見書(様式自由)に住所・名前(団体名)を記入し、5月26日(火)〈消印有効〉までに、直接持参・郵送(〒576-8501〈住所記入不要〉)・eメール(soumu@city.katano.osaka.jp)・ファクス(891-5046)で、総務課  
※提出された意見の全部か一部を公表することがあります。また、個別に回答はしません。  
問い合わせ 総務課(TEL 891-0121)

個人番号カードとは?	マイナンバーの取り扱いについて	自分のマイナンバーは、いつ分かるの?
マイナンバー通知の際に同封している申請書を提出することで、28年1月から個人番号カードを無料で取得できます。 カードには、マイナンバー(個人番号)・住所・名前・顔写真などが記載されており、本人確認書としても利用ができます。	マイナンバーは、番号の漏えいなど不正に使われるおそれのある場合を除き、生涯変更されませんので、大切にしてください。 また、手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。 他人のマイナンバーを不正に入手することや、マイナンバー取扱者が個人番号を含む個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。	27年10月から、住民登録をしている住所宛てに、マイナンバーが通知されます。 ※通知は、簡易書留で届きます。 ※マイナンバーの通知を確実にお受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、お住まいの市町村に住民票の異動をお願いします。 ※対象は、住民票を有するすべての人で、中長期在留者や特別永住者などの外国人も含まれます。